

令和4年第Ⅱ回公認会計士試験 短答式試験 企業法【講評】

企業法では20問が出題され、その内訳は、商法・会社法総則から2問、会社法から16問、金融商品取引法から2問でした。なお、例年1問出題されている持分会社からは出題がなく、資金調達からの出題は社債のみで、募集株式の発行等・新株予約権の出題はありませんでした。

難易度は以下のとおりです。

Aランク（なるべく正答したかった問題）…13問

Bランク（少なくとも二択には絞りがかった問題）…5問

Cランク（正答することが困難であった問題）…2問

Aランクを13問中11問正答し55点（5点×11問）、Bランクを5問中2問正答し10点（5点×2問）を獲得した場合の65点が合格ボーダーになると思われます。

近年の短答式試験における企業法は難化傾向にあり、今回もその傾向通り難易度は高かった印象です。

Cランクの問題を除けば、まったく内容を知らない選択肢が出題されたというわけではありませんが、細かな条文内容を問うている選択肢の割合は多く、単純暗記ではなく、趣旨を意識して条文内容を押さえられていたかどうか、類似の規定について比較の視点で押さえられていたかどうかといった点が合格点を確保するために重要であったと思われます。

最後に、企業法の短答式試験については近年難易度が高い出題傾向が続いているため、苦手な計算分野（財務会計・管理会計）をカバーするために、企業法で稼ぐといった戦略をとることは難しくなっております。そのため、各科目をバランスよく対策することが重要です。

令和4年公認会計士試験

第Ⅱ回短答式試験

企業法・解答解説

問題 1 正解 2 (難易度: A)

ア. ○ 最判昭43年6月13日。

イ. × 名板貸人の責任の規定(商法14条)が適用されるためには、名板貸人が取引主体であるという外観に対する取引の相手方の保護すべき信頼が必要である。この点、条文上は、「誤認」とされており過失については言及していないが、相手方には、「善意・無重過失」を必要と解するのが判例である(最判昭41年1月27日)。なぜなら、商法14条の目的は第三者の正当な信頼を保護しようとする点にあり、相手方の重過失は悪意と同等に評価すべきだからである。

ウ. ○ 最高裁判所の判例によれば、商号使用の許諾については、必ずしも明示の許諾であることを要せず、黙示の許諾でもよいとしている(最判昭30年9月9日)。黙示的許諾とは、他人が自己の商号を使用して事業または営業を行っていることを知っていながら黙認していた場合をいう。

エ. × 最高裁判所の判例によれば、名板借人が交通事故その他の不法行為に起因して負担するに至った損害賠償債務について、交通事故その他の不法行為が名板貸人と同種の事業活動を行うについてなされた場合であっても、当該行為は取引行為でなく、取引主体の誤認ということはないから、取引によって生じた債務に該当しないとしている(最判昭和52年12月23日)。これに対して、取引の外形をもつ不法行為、例えば、名板借人の詐欺的取引行為より発生した損害賠償債務については、取引主体の誤認の問題となるので、取引によって生じた債務に含まれるとしている(最判昭和58年1月25日)。

問題 2 正解 6 (難易度: B)

ア. × 匿名組合員は、営業者の営業に出資するのみであるため、営業者の業務執行権および代表権を有しない(商法536条3項)。そのため、匿名組合員には、営業者の業務に対する監視権が与えられている。すなわち、営業年度の終了時には、匿名組合員は、営業者の業務および財産の状況を検査することができ、営業者の貸借対照表の閲覧を求めることができるのである(商法539条1項)。また、匿名組合員は、重要な事由があるときは、いつでも、裁判所の許可を得て、営業者の業務および財産の状況を検査することができる(同条2項)。したがって、いつでも検査をすることができるわけではないので、本肢は誤りである。

- イ. × 仲立人は、契約の当事者ではなく、契約の成立に尽力するという媒介行為を行うだけであるため、別段の意思表示や慣習がない限り、媒介により成立させた行為について、当事者のために支払いやその他の給付を受けることができない（商法 544 条）。
- ウ. ○ 問屋は指値に従わなければならない。したがって、問屋が委託者の指定した金額より低い価格で販売をし、または高い価格で買入れをした場合、委託者は、当該売買の効果を自己に帰属させることを拒否することができる。しかし、この場合において、問屋自らその差額を負担するときは、その販売または買入れは、委託者に対してその効力を生ずる（商法 554 条）。すなわち、この場合は、委託者は自己への帰属を拒否することができないのである。
- エ. ○ 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失もしくは損傷し、もしくはその滅失もしくは損傷の原因が生じ、または運送品が延着した時は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が、その運送品の受取、運送、保管および引渡しに関して注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではない（商法 575 条）。すなわち、立証責任が運送人に転換された過失責任である。そして、荷受人は、運送契約の当事者ではないが、運送品が到達地に達し、または運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約により生じた荷送人の権利を取得する（商法 581 条 1 項）。荷受人が取得する、運送契約により生じた荷送人の権利とは、① 運送品の引渡しを受ける権利、② 運送品の処分権（商法 580 条）、③ 運送人への損害賠償請求権（商法 575 条）である。

問題 3 正解 6 （難易度：A）

- ア. × 発起人のうち出資の履行をしていないものがある場合には、発起人は、当該出資の履行をしていない発起人に対して、期日を定め、その期日までに出資の履行しなければならない旨を通知しなければならない（36 条 1 項）。当該通知は、当該期日の 2 週間前までにしなければならない（同条 2 項）。
- 発起人を当然に失権させてしまうと設立手続に支障が生じてしまうため、設立の迅速性を確保するために発起人については失権手続が設けられている。
- 一方で、設立時募集株式の引受人は、それぞれの払込金額の払込みをしないときは、当該払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う（63 条 3 項）。すなわち、設立時募集株式引受人には、失権手続は設けられていない。
- イ. × 権利株とは、会社成立前または新株発行の効力発生前の株式引受人の地位をいう。そして、設立時募集株式の引受人が払込みをすることにより設立時発行株式の株主となる権利は権利株に該当し、成立後の株式会社に対抗することができない（63 条 2 項）。権利株の譲渡を会社に対して対抗できるとすると、会社成立前において、株式引受人の交替が生じ、設立手続に混乱が発生してしまう。したがって、これを防止し、会社の事務処理の便宜を図るために権利株の譲渡制限が定められている。

- ウ. ○ 設立時募集株式引受人は、払込みを仮装した場合には、当該設立時募集株式引受人の支払（102条の2第1項）、または、払込みを仮装することに関与した発起人または設立時取締役の支払（103条2項本文）がされた後でなければ、払込みを仮装した設立時発行株式について、設立時株主および株主の権利を行使することができない（102条3項）。
- エ. ○ 設立時募集株式引受人は、株式会社の成立後または創立総会等で議決権を行使した後は、株式の引受けについて、錯誤（民法95条）、詐欺または強迫（民法96条）を理由とする取消しをすることができない（102条6項）。

問題 4

正解 3 （難易度：A）

- ア. ○ 取締役会設置会社（監査役設置会社、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社を除く）の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役（招集権者を定めた場合は招集権者）に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる（367条1項2項）。また、株主による招集の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした株主は、取締役会を招集することができる（367条3項、366条3項）。そして、取締役会の招集請求を行った株主は、当該請求に基づき招集された取締役会、または、自ら招集した取締役会に出席し、意見を述べることができる（367条4項）。

監査役設置会社は、監査役を置く株式会社（その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く）または会社法の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう（2条9号）。したがって、389条1項の規定により監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めた株式会社は、監査役設置会社に該当しない。よって、この場合においては、取締役会の招集を請求した株主は、当該請求に基づいて招集された取締役会に出席し、意見を述べることができる。

- イ. × 定款によって監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定した株式会社については、監査役設置会社に該当しない（アの解説参照）。したがって、監査役が置かれていない株式会社と同様に、株主の取締役に対する監督権限が強化されており、株主が違法行為差止請求権を行使する場合の要件が緩和される。すなわち、「株式会社が回復することができない損害が生じるおそれがある場合」ではなく、「**株式会社に著しい損害が生じるおそれがある場合**」となる（360条1項）。

- ウ. × 389条1項の規定により監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる株式会社は、非公開会社（監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除く）に限られる。したがって、本問の株式会社は非公開会社である。非公開会社は、105条1項各号に掲げる株主の基本的な権利に関する事項（剰余金配当請求権、残余財産分配請求権および株主総会における議決権）について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる（109条2項）。
- エ. ○ 本問の株式会社は非公開会社であるため（ウの解説参照）、その発行する全部の株式が譲渡制限株式に該当する（2条5号参照）。譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人（当該譲渡制限株式を発行した株式会社を除く）に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる（136条）。

問題 5

正解 1 （難易度：A）

- ア. ○ 株式会社は、次のいずれにも該当する場合（定款変更の前後で議決権の数が減少しない場合）には、株主総会の決議によらないで、単元株式数（種類株式発行会社では各種別の株式の単元株式数）を増加し、または単元株式数についての定款の定めを設ける定款の変更をすることができる（191条）。この場合、株主が議決権を失うといった不利益を被ることがないためである。

- 1 株式の分割と同時に単元株式数を増加し、または単元株式数についての定款の定めを設けるものであること
- 2 (a)に掲げる数が(b)に掲げる数を下回るものでないこと
- (a) 当該定款の変更後において各株主がそれぞれ有する株式の数を単元株式数で除して得た数
- (b) 当該定款の変更前において各株主がそれぞれ有する株式の数（単元株式数を定めている場合は当該株式の数を単元株式数で除して得た数）

- イ. ○ 定款を変更して、単元株式数を増加し、または単元株式数についての定款の定めを設ける定款の変更をする場合は、通常の定款変更の手続である株主総会の特別決議を要する（466条、309条2項11号）。なお、単元株式数を定める場合には、取締役は、当該単元株式数を定める定款の変更を目的とする株主総会において、当該単元株式数を定めることを必要とする理由を説明しなければならない（190条）。

ウ. × 単元未満株主は、株式会社に対し、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる（192条1項）。

単元未満株式買取請求権の趣旨は、単元未満株主の投下資本回収の手段を保障することにある。単元未満株式も株式には違いないので、単元未満株主は、単元未満株式を譲渡することで投下資本を回収することができるのが原則である（127条）。しかし、単元未満株式については、議決権の制限などがあり（188条1項、189条2項）、その譲渡は困難となることもある。また、株券発行会社においては、株券発行コストの節減のため、定款で定めれば単元未満株式に係る株券を発行しないことができ（189条3項）、この場合には、単元未満株式を譲渡することができないこととなる（128条1項参照）。そこで、単元未満株主に株式買取請求権を付与することとし、単元未満株主の投下資本回収の手段を保障することとしたのである。したがって、定款によっても単元未満株式買取請求権を制限することはできない。

エ. × 招集通知の発出対象である株主について、取締役会設置会社の場合は、株主総会の目的である事項の全部につき議決権を行使することができない株主が除かれ、取締役会非設置会社の場合は、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主が除かれる（298条2項本文、3項）。

ここで、単元未満株主であって単元株式数となる数の株式を有しないものは、株主総会において議決権を行使することができないため（189条1項、308条1項ただし書）、招集通知の発出対象から除かれることとなる。

問題 6 正解 5 （難易度：A）

ア. × 株式会社は、その株式（種類株式発行会社では全部の種類株式）に係る株券を発行する旨を定款で定めることができる（214条）。

イ. ○ 株券には、次に掲げる事項およびその番号を記載し、株券発行会社の代表取締役（指名委員会等設置会社では代表執行役）がこれに署名し、または記名押印しなければならない（216条）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 株券発行会社の商号 ② 当該株券に係る株式の数 ③ 譲渡による当該株券に係る株式の取得について株式会社の承認を要することを定めたときは、その旨 ④ 種類株式発行会社にあつては、当該株券に係る株式の種類およびその内容 |
|--|

ウ. × 株券発行会社の株主は、当該株券発行会社に対し、当該株主の有する株式に係る株券の所持を希望しない旨を申し出ることができる（217条）。これを株券不所持制度といい、公開会社であるか否かを問わず認められる制度である。

株券不所持制度の趣旨は、株式譲渡を当分行う予定のない株主が、株券喪失による善意取得（131条2項）の成立といった不利益を被る可能性を排除することにある。株券発行会社において、株主は、いちいち株券を提示しなくても、株主名簿に株主として記載されていれば株主として権利行使をすることができる。しかし、株券を所持していれば、株券の紛失や盗難という危険性があり、その場合には株式を譲渡することができないだけでなく、善意取得が成立してしまうおそれがある。したがって、会社法は株券不所持制度を設けている。

エ. ○ 株式についての権利を行使するために株券が株券発行会社に提出された場合において、当該株券について株券喪失登録がされているときは、株券発行会社は、遅滞なく、当該株券を提出した者に対し、当該株券について株券喪失登録がされている旨を通知しなければならない（224条2項）。

株券喪失登録がされた株券が権利行使のために提出される場合とは、例えば、株券所持人が名義書換のために株券を提出する場合である。

問題 7

正解 1 （難易度：A）

ア. ○ 取締役会非設置会社における株主総会は、会社法に規定する事項および株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議することができる（295条1項）。すなわち、取締役会非設置会社においては、株主総会を万能の意思決定機関としているのである。

イ. ○ 総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から継続して保有する株主は、取締役に対して、株主総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る）および招集の理由を示して、株主総会の招集を請求することができる（297条1項）。なお、非公開会社では、6か月の保有期間要件は不要であり（297条2項）、取締役会非設置会社は非公開会社に該当するため（327条1項1号参照）、本肢は正しい。

ウ. × 取締役会設置会社において、株主総会は、招集事項として定めた株主総会の目的である事項（議題）以外の事項については、決議することができない（309条5項本文）。これに対して、取締役会非設置会社においては、株主総会は、招集事項として定めた株主総会の目的である事項（議題）以外の事項についても、決議することができる（309条5項本文の反対解釈）。これは、取締役会非設置会社の株主総会を万能の意思決定機関とするためである。

エ. × 取締役会設置会社においては、議決権を不統一行使しようとする株主は、株主総会の日の3日前までに、取締役会設置会社に対して、議決権の不統一行使をする旨およびその理由を通知しなければならない（313条2項）。これに対して、取締役会非設置会社については、事前の通知は必要とされていない。

問題 8 正解 5 (難易度：A)

- ア. × 株主または代理人は、代理権を証明する書面（いわゆる委任状）を株式会社に提出しなければならず（310条1項後段）、その代理権の授与は、株主総会ごとに行わなければならない（同条2項）。代理権の授与を株主総会ごとに行わなければならないのは、株式会社の取締役等が長期間にわたり代理権の授与を受けることによって、会社支配の手段として濫用することを防止するためである。
- イ. ○ 株式会社は、株主総会の日から3か月間、代理権を証明する書面および電磁的記録をその本店に備え置かなければならない（310条6項）。株主（当該株主総会において決議した事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く）は、株式会社の営業時間内は、いつでも、代理権を証明する書面および電磁的記録の閲覧または謄写を請求することができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない（同条7項）。
- ウ. × 株式会社は、株主から閲覧または謄写の請求があったときは、法定の拒否事由（310条8項各号）がある場合を除き、これを拒むことができない（同条8項）。ここで、株主が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営んでいることは拒否事由に含まれていないことから、当該株式会社は請求を拒むことはできない。
- エ. ○ 最判昭51年12月24日。

問題 9 正解 1 (難易度：A)

- ア. ○ 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する権限を有する（315条1項）。また、その命令に従わない者その他当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる（同条2項）。
- イ. ○ 株主による招集請求の規定（297条）により招集された株主総会においては、その決議によって、株式会社の業務および財産の状況を調査する者を選任することができる（316条2項）。なお、株主による招集請求の規定により招集された株主総会には、少数株主の請求により取締役が招集した株主総会（297条1項）と、少数株主が裁判所の許可を得て自ら招集した株主総会（297条4項）との両者が含まれる。
- ウ. × 株主総会においては、その延期または続行について決議することができる。当該決議があった場合は、株主総会の招集の決定（298条）および株主総会の招集通知（299条）の規定は適用されない（317条）。
- エ. × 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、株主総会の議事録の閲覧または謄写を請求することができる（318条5項）。

問題10 正解 2 (難易度：B)

- ア. ○ 監査等委員会設置会社においては、報酬等に関する事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない(361条2項)。監査等委員である取締役の独立性を確保するためである。
- イ. × 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べることができる(361条5項)。監査等委員である取締役の独立性を確保するためである。
- ウ. ○ 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる(361条6項)。このように、監査等委員会には、指名委員会等設置会社における報酬委員会に準ずる経営評価の役割が期待されているのである。
- エ. × 監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の内容として定款または株主総会の決議による定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款または株主総会の決議により定められているときは、この限りでない(361条7項)。「報酬等の決定方針」の決定が求められるのは、取締役の報酬等が取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブを付与するための重要な手段であることに鑑み、取締役に対してどのような内容の報酬等を支払い、どのようなインセンティブを付与するかという取締役の報酬等に関する方針が重要なものであると考えられるためである。監査等委員である取締役が除かれている理由は、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員以外の取締役と区別して決定され(361条2項)、株主総会で総額が決定されたとしても、その配分は、監査等委員である取締役の協議で定めることによって独立性を確保するという規定(同条3項)があるためである。

問題11 正解 6 (難易度：A)

- ア. × 指名委員会等設置会社は、特別取締役による取締役会の決議の制度を採用することができない(373条1項柱書かつこ書)。なぜなら、指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、重要な財産の処分および譲受け等の決定を執行役に委任することにより迅速な意思決定が可能のためである。
- イ. × 特別取締役による取締役会には、株主による招集請求の規定、監査役による招集請求の規定、および、監査等委員会が選定する監査等委員による招集の規定は適用されない(373条4項、367条、383条4項、399条の14)。なぜなら、機動的な開催が期待される特別取締役による取締役会の決議の制度趣旨に合致しないためである。

- ウ. ○ 特別取締役の互選によって定められた者は、特別取締役による取締役会の決議後、遅滞なく、当該決議の内容を特別取締役以外の取締役に報告しなければならない（373条3項）。
- エ. ○ 監査役が2人以上ある場合において、373条1項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、監査役の互選によって、監査役の中から特に特別取締役による取締役会に出席する監査役を定めることができる（383条1項ただし書）。

問題12

正解 3 （難易度：A）

- ア. ○ 会計参与は、いつでも、取締役、執行役および支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる（374条2項柱書，6項）。
- イ. × 会計参与は、**その職務を行うため必要があるときは**、会計参与設置会社の業務および財産の状況の調査をすることができる（同条3項）。
- ウ. × 取締役会設置会社の会計参与は、計算書類、臨時計算書類または連結計算書類の承認をする取締役会に出席しなければならない（376条1項前段）。この場合において、会計参与は、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（同条項後段）。
 このような取締役会出席義務や意見陳述義務は法定されているが、**取締役会の招集請求権は会計参与には認められていない**ため、本肢は誤りである。
- エ. ○ 計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類の作成に関する事項について会計参与が取締役（指名委員会等設置会社では執行役）と意見を異にするときは、会計参与（会計参与が監査法人または税理士法人である場合にはその職務を行うべき社員）は、株主総会において意見を述べることができる（377条）。

問題13

正解 5 (難易度：C)

ア. × 株式会社が440条1項の規定による公告(定時株主総会の終結後遅滞なくする必要のある貸借対照表(大会社においては貸借対照表および損益計算書)の公告)をする場合には、次に掲げる事項を当該公告において明らかにしなければならない(会社計算規則136条1項各号)。

- (i) 継続企業の前提に関する注記
- (ii) 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- (iii) 貸借対照表に関する注記
- (iv) 税効果会計に関する注記
- (v) 関連当事者との取引に関する注記
- (vi) 一株当たり情報に関する注記
- (vii) 重要な後発事象に関する注記
- (viii) 当期純損益金額(損益計算書を公告する大会社においては不要)

なお、会計上の見積りの変更に関する注記については求められていないため、本肢は誤りとなる。

イ. ○ アの肢の解説参照。

ウ. × アの肢の解説参照。誤謬の訂正に関する注記については求められていないため、本肢は誤りとなる。

エ. ○ アの肢の解説参照。

問題14

正解 6 (難易度：A)

ア. × 株式会社が資本金の額を減少する場合には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができる(449条1項本文)。資本金の額の減少は、会社債権者にとって重大な影響を及ぼすためである。すなわち、株式会社が資本金の額を減少する場合には、必ず債権者異議手続が必要となる。

イ. × アの解説参照。株式会社が資本金の額を減少する場合には、必ず債権者異議手続が必要となる。

ウ. ○ 株式会社が準備金の額を減少する場合において、減少する準備金の額の全部を資本金とする場合には、債権者異議手続は不要である(449条1項柱書本文かつこ書)。拘束力のより高い資本金が増加することになるため、債権者にとって有利となるからである。

エ. ○ 定時株主総会における準備金の額のみの減少であって、定時株主総会の日における欠損の額（マイナスの分配可能額）を超えない範囲で準備金の額を減少する旨を決議する場合は、債権者異議手続は不要である（449条1項柱書ただし書各号）。

欠損填補の場合は、会社財産の流出が直ちになされるわけではないし、会社財産の変動に対するクッションとしての役割を有する準備金額が欠損填補のために減少することは会社債権者も覚悟すべきだからである。また、定時株主総会に限定されている理由は、その時点の欠損の額が正確に把握される計算書類の確定時に限るべきだからである。

問題15

正解 4 （難易度：B）

ア. × 社債権者集会は、原則として、社債発行会社または社債管理者が招集し（717条2項）、一定の場合には、社債管理補助者による招集（同条3項各号）または社債権者による招集請求および招集（718条1項2項3項）が認められている。しかし、**裁判所による社債権者集会の招集は認められていない**ため、本肢は誤りである。

なお、株主総会については、裁判所は、業務財産調査検査役の報告（358条5項）があった場合において、必要があると認めるときは、取締役に対し、一定の期間内に株主総会を招集することを命じることができる（359条1項）。

イ. ○ ある種類の社債の総額（償還済みの額・自己社債の金額の合計額を除く）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者または社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる（718条1項2項）。

なお、社債権者集会の招集を請求した社債権者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、社債権者集会を招集することができる（同条3項各号）。

- (i) 社債権者による社債権者集会の招集の請求後、遅滞なく、招集の手続が行われない場合
- (ii) 社債権者による社債権者集会の招集の請求があった日から8週間以内の日を社債権者集会の日とする社債権者集会の招集の通知が発せられない場合

ウ. ○ 社債権者は、自らが社債権者集会に出席してその議決権を行使することができるのはもちろんのこと、議決権の代理行使（725条）、書面投票（726条）、電子投票（727条）、議決権の不統一行使（728条）が認められる。

なお、株主総会の場合と異なり、書面投票はいかなる場合でも認められる。

エ. × 社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない（734条1項）。したがって、社債権者集会の決議には裁判所が関与しているため、会社法上、**決議の瑕疵について特別の訴え**（決議取消しの訴え、決議無効・不存在確認の訴え）の制度は設けられていない。

問題16

正解 4 (難易度：A)

- ア. × 親会社による子会社の株式等の譲渡（467条1項2号の2）とは、株式会社の子会社の株式または持分の全部または一部の譲渡であって、① 当該譲渡により譲り渡す株式または持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（定款で厳格にすることが可能）を超え、かつ、② 当該株式会社が効力発生日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないものである。よって、本肢のケースは親会社による子会社の株式の譲渡に該当しないため、株主総会の決議を要しない。
- イ. ○ 他の会社の事業の全部の譲受け（467条1項3号）とは、ある会社（外国会社その他の法人も含む）の事業活動の全部を譲り受けることであり、他の会社の事業の全部の譲受けをする場合には、効力発生日の前日までに、原則として、株主総会の特別決議によって、その承認を受けなければならない（309条2項11号）。他の会社の事業の全部の譲受けについて株主総会の特別決議が要求されるのは、譲受会社が吸収合併の存続会社に近い立場に立つためである。
よって、事業の一部の譲受けは事業譲渡等に該当しないため、株主総会の決議を要しない。
- ウ. ○ 事業譲渡等（467条1項1号～4号）に係る契約の相手方が事業譲渡等をする株式会社の特別支配会社である場合には、被支配会社において、株主総会決議は不要である（468条1項）。略式事業譲渡等の場合に株主総会の決議が不要とされているのは、仮に株主総会を開催したとしても、当該事業譲渡等に係る承認決議の成立が確実視されるため、承認決議の省略を認めることが合理的だからである。
- エ. × 事業譲渡等においては、会社法上特別の訴えの制度は設けられていないため、民法の一般原則によりその無効を主張することができる。

問題17

正解 3 (難易度：B)

- ア. ○ 合併、会社分割、株式交換および株式移転における反対株主の株式買取請求があった場合における株式の価格の決定は、株主と株式会社との間の協議による（786条1項、798条1項、807条1項）。ただし、株式の価格の決定について、効力発生日（新設型再編の場合は、設立会社の成立の日）から30日以内に協議が調わないときは、株主または株式会社は、その期間の満了の日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる（786条2項、798条2項、807条2項）。

- イ. × 合併，会社分割，株式交換および株式移転における反対株主の株式買取請求に係る株式の価格の決定について，株主と株式会社との間に協議が調ったときは，株式会社は，効力発生日（新設型再編の場合は，設立会社の成立の日）から60日以内にその支払をしなければならない（786条1項，798条1項，807条1項）。
- そして，期間内に代金が支払われない場合は，債務不履行となり，株式会社は**効力発生日**（新設型再編の場合は，設立会社の成立の日）から**60日経過後の法定利率**による利息を支払わなければならない（786条4項，798条4項，807条4項）。
- ウ. × 最高裁判所の判例によれば，組織再編行為における反対株主の株式買取請求の場合，公正な価格は，買取請求によって売買契約が成立したと同様の法律関係が生じることを理由に，**買取請求の日**を価格算定の基準日としている（最決平23年4月19日）。
- エ. ○ 最高裁判所の判例によれば，組織再編行為等により企業価値の増加が生じる場合における「公正な価格」とは，組織再編行為等が公正な条件で行われ，それにより当該企業価値の増加分が各当事会社の株主に公正に分配されたとすれば，株式買取請求がされた日においてその株式が有していると認められる価格をいう（最決平24年2月29日）。

問題18

正解 2 （難易度：B）

- ア. ○ 株式交付計画に定める事項のうち，株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限の定めは，株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数を内容とするものでなければならない（774条の3第2項）。株式交付は親子会社関係を創設することを目的とする行為である以上，その目的を達成できる数の株式を取得することが必要とされるのである。
- なお，子会社となるかどうかの判断は，株式交付計画の作成時から見て将来の日にあたる効力発生日の時点が基準となる。
- イ. × 株式交付親会社は，簡易株式交付に該当する場合（816条の4第1項本文）を除き，効力発生日の前日までに，株主総会の特別決議によって，株式交付計画の承認を受けなければならない（816条の3第1項，309条2項12号）。
- 一方で，**株式交付子会社は株式交付当事会社ではないため，組織再編行為としての手続は存在しない**。したがって，**株式交付子会社においては，株式交付計画の承認は不要である**。
- ウ. ○ 株式交付が法令または定款に違反する場合において，株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは，株式交付親会社の株主は，株式交付親会社に対し，株式交付をやめることを請求することができる。ただし，当該株式交付が簡易株式交付に該当する場合は，当該請求をすることができない（816条の5）。

- エ. × 株式交付親会社は、効力発生日を変更することができる（816条の9第1項）。当該規定による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から3か月以内の日でなければならないとされているが（同条2項）、**株式交付子会社は株式交付当事会社ではない**ため、**効力発生日の変更の際には株式交付子会社の同意は必要とされていない**。

問題19 正解 4 （難易度：A）

- ア. × 有価証券届出書は発行開示書類であり、**確認書を併せて提出する必要はない**。
- イ. ○ 確認書の提出義務者は、経営者が有価証券報告書に記載された内容について金融商品取引法に照らして適正であることを確認した旨の確認書を、有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない（24条の4の2第1項）。また、訂正報告書を提出した場合は、当該訂正報告書について、併せて確認書の提出が必要となる（24条の4の2第4項）。
- ウ. ○ 確認書の規定は、有価証券報告書のほか、四半期報告書または半期報告書およびこれらの訂正報告書についても適用される（24条の4の8、24条の5の2、24条の4の8第1項、24条の5の2第1項）。
- エ. × 臨時報告書は、提出会社の企業内容等に関して重要な事実が臨時的に発生した場合、その内容が記載される継続開示書類であるが（24条の5第4項）、**臨時報告書に係る確認書を併せて提出する必要はない**。

問題20 正解 6 （難易度：C）

- ア. × 発行会社が自己の上場株券等を取引所金融商品市場外で買付ける場合であって、それが、会社法156条1項の株主総会決議（会社法160条1項に規定する特定の株主から自己株式を取得する場合は除く）や、会社法165条3項の取締役会決議に基づく自己株式の取得である場合には、公開買付けによらなければならない（27条の22の2第1項）。これを、**自社株公開買付け**という。
発行者以外の者による公開買付規制の対象となる株券等とは、株券の他に、新株予約権証券、新株予約権付社債券その他政令で定めるものが含まれる（27条の2第1項柱書、施行令6条1項）が、**自社株公開買付規制の対象となる上場株券等には、新株予約権証券および新株予約権付社債券は含まれない**。自社株公開買付けは、発行会社の支配権変動と直接の関連性を有さず、自己株式の取得についての規制を置くことが目的となるためである。
- イ. × 自社株公開買付けには、他社株公開買付けの規定が多く準用されている（27条の22の2）。しかし、自社株公開買付けでは、**公開買付者と対象会社が同一**であるので、**意見表明報告書および買付者による対質問回答報告書に関する規定**（27条の10）は準用されないこととなる。

- ウ. ○ 自社株公開買付けの場合であっても、他社株公開買付けと同様に、投資者への情報提供を確実にするため、公開買付説明書を作成し、公開買付けに応じる株主に対して、買付け等に先立って、または買付け等と同時に交付しなければならない（27条の22の2第2項、27条の9第2項）。
- エ. ○ 自社株公開買付けの場合であっても、他社株公開買付けと同様に、公開買付者は、公開買付期間の末日の翌日に、公開買付けに係る応募株券等の数その他の内閣府令で定める事項を公告または公表し、同日に当該公告または公表の内容等を記載した公開買付報告書を内閣総理大臣に対して提出しなければならない（27条の22の2第2項、27条の13第1項2項）。